

区画整理ニュース

【発行所】北九州市建築都市局 折尾総合開発事務所

〒807-0825 北九州市八幡西区折尾4丁目8-18
Tel : (093)602-3108 Fax : (093)602-3128
E-mail : toan-cho@mail2.city.kitakyushu.jp

■ 事業計画(案)の縦覧の案内

土地区画整理法第55条により、折尾土地区画整理事業の事業計画(案)を下記の日程・場所で縦覧します。

縦覧の日程

平成18年9月1日(金)から平成18年9月14日(木)まで

8時30分から17時15分まで

縦覧の場所

○北九州市建築都市局 整備部 区画整理課(土・日は除きます)

〒803-8501 小倉北区内1-1(北九州市庁舎14F) TEL093-582-2469

○北九州市建築都市局 折尾総合開発事務所(土・日も行います)

〒807-0825 八幡西区折尾四丁目8-18 TEL093-602-3108



■ 事業計画(案)の主な内容

- 事業の名称
- 施行者の名称
- 施行地区—土地区画整理事業が施行される区域の位置や町名等
- 設計の概要—設計説明書・設計図
- 事業期間—事業決定の公告の日から換地処分公告の日まで(清算期間を除く)
- 資金計画—事業に係る収入・支出及び年度別歳入歳出計画

■ なお、当事業に係る利害関係者は、事業計画(案)について意見がある場合は、意見書を提出することができます。

※利害関係者とは、施行地区の土地のみではなく、その周辺の事業に関係のある土地についての所有者や借地権者及び占有権その他の正当な権利を有する者等をいいます

〔意見書の提出期間 平成18年9月1日から平成18年9月28日まで〕

〔意見書の提出先 上記縦覧場所に同じ〕

※郵送の場合、平成18年9月28日の消印まで有効です

■ 「区画整理ニュース5号」でお知らせした事業計画(案)の公表と説明には、48の方が来訪され、事業計画(案)の説明をしました。

事業の流れ (区画整理事業の進め方)

